

芦屋市パートナーシップ宣誓制度 手引き

令和3年(2021年)4月

芦 屋 市

目次

1	パートナーシップ宣誓制度について	1
2	宣誓することができる方	1
3	宣誓の流れ	
(1)	宣誓書受領証交付日の予約	3
(2)	事前審査に必要な書類の提出	3
(3)	宣誓書受領証の交付	4
4	受領証の再交付を希望するとき	5
5	宣誓内容を変更したとき	5
6	受領証を返還するとき	6
7	パートナーシップ宣誓制度の取組に係る連携協定	6
8	協定締結自治体間での転出入の手続き	6
(1)	締結自治体からの転入手続き	6
(2)	宣誓書受領証の交付	7
(3)	締結自治体への転出手続き	7
9	Q & A	8
10	提出先・問い合わせ先	9

1 パートナーシップ宣誓制度について

この制度は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に協力し合うことを約束した一方又は双方が性的マイノリティである二人に対して、市がパートナーシップの宣誓書受領証の交付を行うものです。

法的な効力を有するものではありませんが、お二人が自分らしく生きることができるよう、また、性的マイノリティの方への理解の促進や性の多様性を尊重する社会の実現を目指して、同制度を導入するものです。

2 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、一方又は双方が性的マイノリティであることのほか、以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 双方が宣誓の当日に成人（20歳以上）であること。
※2022年4月1日以降は、満18歳以上となる予定です。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓しようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 宣誓者同士の関係が近親者でないこと。
※民法の規定により、以下の婚姻をすることができない関係にある人と宣誓することはできません。（次ページの図参照）

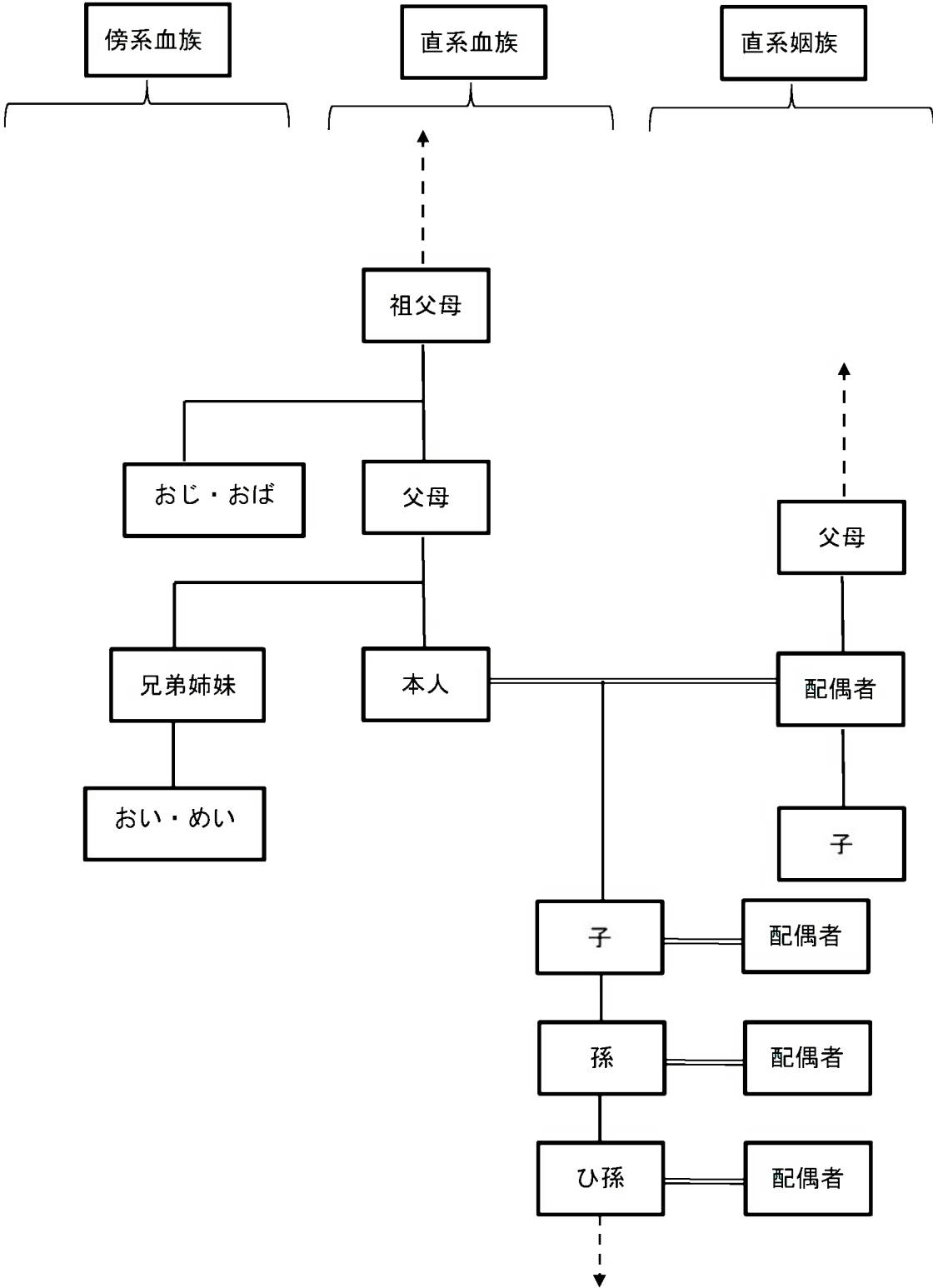
ア 直系血族（祖父母、父母、子、孫等）

イ 三親等内の傍系血族（兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪）

ウ 直系姻族（子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等）

※ただし、養子縁組をしたことにより近親者となった者は宣誓できます。

宣誓をすることができない者（近親者）



3 宣誓の流れ

宣誓から宣誓書受領証の交付までの主な流れは次のとおりです。

(1) 宣誓書受領証交付日の予約

宣誓を希望される方は、事前に電話、メール等で宣誓書受領証の交付日時を予約してください。

必要書類の取得には、時間を要する場合があります。また、事前審査は1週間程度かかりますので、余裕を持った日にちで予約してください。他の人の予約状況等により希望日時に沿えない場合がありますので、希望日時は複数お考えください。

担当：市民生活部人権・男女共生課 TEL：0797-38-2055

E-mail：jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp

(2) 事前審査に必要な書類の提出

宣誓書受領証交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。

審査に必要な書類を人権・男女共生課へご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、1週間程度かかります。書類に不備があればさらに時間がかかりますので、宣誓書受領証交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

事前審査には下記の書類が必要です。

【事前審査に必要な書類】

① パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 表面の日付欄には、宣誓書受領証交付日（宣誓日）を記入します。

② 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
- ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。
- ・ 芦屋市に転入予定の場合は、転入することがわかる書類をご提示ください。郵送の場合は、転入することがわかる書類の写しを同封してください。（例：転出証明書、売買契約書、賃貸借契約書）

③ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。
- ・ 独身であること及び宣誓をする2人が近親者でないことを確認するための書類です。独身証明書や個人事項証明書（戸籍抄本）では、審査できませんので、ご注意ください。
- ・ 全部事項証明書（戸籍謄本）は、本籍地の市区町村でないとは発行できません。本籍地が遠方の方は郵送で取り寄せることもできますので、本籍地の市区町村へお問い合わせください。
- ・ 外国籍の方は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（6か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(3) 宣誓書受領証の交付

予約した宣誓書受領証の交付日時にお二人そろってお越しいただき、宣誓書受領証にお名前をご記入ください。代筆（宣誓者以外の方）を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。

パートナーシップ宣誓書受領証（見本）

パートナーシップ宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

____ 様 _____ 様

年 月 日

芦屋市長 伊藤 舞 公印

(表面①)

パートナーシップ宣誓書受領証

芦屋市パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づきパートナーシップの宣誓をされたことを証します。

____ 様 _____ 様

年 月 日

芦屋市長 伊藤 舞 公印

(表面②)

この受領証の提示を受けられた方へ

この受領証は、芦屋市として、お二人が互いに人生のパートナーとして日常の生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを証し、自分らしく生きられることを期待するものです。

この受領証の提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

(裏面)

【交付できる日時】

月～金曜日の午前9時から正午、午後0時45分から午後5時
(年末年始除く)

【交付時に必要な書類】

本人確認書類（代筆者の本人確認書類も必要です。）

- ・ 本人の顔写真が貼付されたもの場合は1点をご提示ください。
個人番号カード（通知書は不可）・旅券・運転免許証など、官公署が発行した免許証、許可証、資格証等。
- ・ 上記の書類がない場合はアから2点、またはアから1点とイから1点をご提示ください。
ア 保険証、年金手帳、国民年金・厚生年金保険等の年金証書等
イ 写真付きの学生証、法人の発行した本人が確認できる書類等

4 受領証の再交付を希望するとき

宣誓書受領証を紛失、毀損・汚損し、再交付を希望する場合は、パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書（様式第3号）をご提出ください。パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）を再交付します。

受領証の裏面特記事項欄に「再交付： 年 月 日」と記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

5 宣誓内容を変更したとき

宣誓書に記載した住所、氏名などに変更があった場合は、パートナーシップ宣誓内容変更届（様式第4号）を提出してください。変更後の内容でパートナーシップ宣誓書受領証を再発行します。

受領証の裏面特記事項欄に変更内容を記入します。

届出から再交付までに時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。

6 受領証を返還するとき

次に該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）とともに宣誓書受領証を返還してください。

- ・ 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき
- ・ 宣誓要件に該当しなくなったとき

7 パートナーシップ宣誓制度の取組に係る連携協定について

締結自治体のいずれかのパートナーシップ宣誓制度を利用しているお二人に、安心していきいきと生活し、個性を発揮できるよう支援をするため、令和3年4月6日に、「パートナーシップ宣誓制度の取組に関する協定書」を締結しました。

協定書を締結している自治体から転出入し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合、手続きが簡素化されます。

協定書を締結している自治体

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町

8 協定締結自治体間での転出入の手続き

(1) 締結自治体からの転入手続き

宣誓書受領証交付日の待ち時間を最小限にするため、事前審査を行います。審査に必要な書類を人権・男女共生課へご持参または郵送でお送りください。

事前審査には、1週間程度かかります。宣誓書受領証交付日にご希望がある場合は、早めに必要書類をご提出ください。審査が終了次第ご連絡します。

【事前審査に必要な書類】

① パートナーシップ宣誓申告書（様式第6号）

- ・ 必要事項を記入してください。
- ・ 本申告書に基づき氏名、通称名、旧住所及び本市受領証の交付日について、提出された受領証等を添えて転出元自治体へ通知することに同意が必要です。

同意されない場合は手続きできません。

② 転出元の自治体で交付された「宣誓書受領証等」（2人分）

③ 住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）

- ・ 1人1通ずつ必要です。同一世帯となっている場合は、2人とも記載されているもの1通で結構です。
- ・ 本籍地、世帯主との続柄及び個人番号の表示は不要です。

※ 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）は必要ありません。

※ 協定書を締結していない自治体から転入する場合は、3ページの「3 宣誓の流れ」の手続きになります。

(2) 宣誓受領証の交付

受領証の表面には、芦屋市の宣誓書受領証の交付年月日を記入します。

受領証の裏面特記事項欄には、「宣誓日： 年 月 日」として、当初の宣誓日を記入します。

(3) 締結自治体への転出手続き

協定書を締結している自治体に転出し、引き続きパートナーシップ宣誓制度を利用する場合は、芦屋市で交付した「宣誓書受領証」を返還する必要はありません。転出先の自治体で手続きを行ってください。

9 Q & A

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と結婚はどう違うのですか？

A 1 結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、パートナーシップ宣誓制度は、要綱（市の内部規定）に基づいて行われるもので、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

Q 2 プライバシーは守られますか？

A 2 手続きの際は、個室での対応も可能です。

提出書類や記載内容等の個人情報 は 固く守られます。

Q 3 パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか？

A 3 パートナーシップ宣誓書の提出やパートナーシップ宣誓書受領証の発行に費用はかかりません。（ただし、手続きに必要な書類の発行には手数料が必要です。）

Q 4 パートナーシップ宣誓は、戸籍上の性別が同一でないといけないのですか。

A 4 性的指向や性自認を理由に法律婚を選択しない、望まない方々もおられますので、戸籍上の性別が異性となるカップルであってもパートナーシップ宣誓ができます。

Q 5 芦屋市民でないと宣誓できませんか？

A 5 一方又は双方が芦屋市民か市内への転入を予定している方であれば宣誓できます。

転入予定で宣誓する場合は、芦屋市に転入することがわかるもの（転出証明書等）をご提示ください。

Q 6 通称名を使用できますか？

A 6 使用できます。性別違和の人が使用している自認する性別にあった名や外国籍の方が使用している日本名が該当します。

ただし、パートナーシップ宣誓書受領証の裏面に戸籍上の名前を記入します。

Q7 パートナーシップ宣誓書受領証はすぐにもらえますか？

A7 すぐにお渡しできます。ただし、受領証を交付する日（宣誓日）の1週間前までに、必要書類の提出による事前審査が必要です。

Q8 受領証にはどのような使い道がありますか？

A8 市の制度では、市営住宅の入居申込、災害見舞金の支給、犯罪被害者等への遺族支援金の支給及び日常生活の支援（家事援助費用、家賃、転居費用等の助成）、空き家活用支援事業があります。

民間サービスでは、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローンの適用などへの活用が想定されます。

10 提出先・問い合わせ先

〒659-0064 芦屋市精道町8番20号
芦屋市役所 市民生活部人権・男女共生課
TEL : 0797-38-2055
FAX : 0797-38-2175
Email : jinkensuishin@city.ashiya.lg.jp